

B型肝炎給付金 請求のしおり

給付金を受け取るまでの流れや注意事項、よくある質問について記載しておりますので、必ずお読みください



弁護士法人フラクタル法律事務所
B型肝炎チーム

給付金をもらうためには

- ◆ 国が定めた要件を満たした場合に給付金をもらうことができます。
※4ページのチェックリストに全てチェックが入れば給付金請求ができます。
(全部揃わなければ請求できません)
- ◆ 病態によって、必要書類が異なります。
- ◆ B型肝炎の給付金請求には期限がありますので、できるだけ早くお問合せください。
- ◆ 除斥期間（症状発症から20年）を経過してしまうと、もらえる給付金の額が少なくなってしまいますのでご注意ください。
- ◆ 給付金を貰うことができる見込みのある方にのみ、訴訟のご案内をいたします。

よろしく申し上げます



給付金請求の流れ

3
以
営
業
日

1 お客様からお問合せ



2 フラクタルからご案内のメール
をお送りします



お持ちの資料を全部お送りください

3 お手元にある資料を全部お送りください

血液検査結果や他の法律事務所で
取得した資料等全部お送りください



4 フラクタルにて血液検査の内容を確認し、
B型肝炎であれば、給付金請求に必要な書類を
ご案内します（必要書類は4・5ページ記載）



次に●●という書類をお送りください

5 ご案内した書類を取得していただき、
フラクタルにお送りいただきます

※ 4と5のやりとりをチェックリストの書類が
揃うまで行います



1ヶ月

6 集まった資料を弁護士が精査し、給付金を請求できる要件をクリアしたら、フラクタルとのお契約についてご案内します



※契約・提訴に至らない場合には6までに発生した実費のみご精算となります

1ヶ月

7 フラクタルとご契約



約2年間

8 裁判所に提訴

9 国からの書類の追加提出依頼に対応，裁判

※国からの書類の追加提出依頼に数回対応します

2ヶ月

10 和解成立

11 給付金請求

2週間

12 国からフラクタルへ給付金支給

1週間

13 フラクタルとご精算

1週間

14 給付金受領



必要書類チェックリスト

一次感染者用

～集団予防接種などで直接B型肝炎ウイルスに持続感染した方～
専門の医療用語が出てきますが、当事務所がサポートしますので、難しく考える必要はございません

ステップ
1

本人の血液検査

6か月以上、継続した感染を示すもの

例 平成30年1月1日の検査結果&平成30年10月1日の検査結果



母親or(母親死亡の場合は)年長の兄弟 の血液検査



まとめて郵送ください。こちらで確認します。

ステップ
2

感染者の病態診断書



ジェノタイプ検査



母子手帳 or 接種痕意見書+陳述書



父親の血液検査 (父子感染でないことを示す)



まとめて郵送ください。こちらで確認します。

ステップ
3

医療記録

ステップ1～2によって必要なもの・期間が変わります

お客様は【 】から【 】年間・【全て】
の医療記録をおとりよせください。



まとめて郵送ください。こちらで確認します。

ステップ
4

当事務所との契約書取り交わし



必要書類チェックリスト

二次感染者用 二次感染者の持続感染が分かる血液検査

～集団予防接種などでB型肝炎ウイルスに感染した方から母子感染した方～

ステップ1

一次感染者の必要書類すべて

二次感染者の6か月以上の持続感染が分かる血液検査

二次感染者の病態診断書



まとめて郵送ください。こちらで確認します。

ステップ2

出生直後の持続感染資料

or

「HBV分子系統解析」検査

or

母親の出生前後6カ月の医療記録



まとめて郵送ください。こちらで確認します。

ステップ3

医療記録

ステップ1～2によって必要なもの・期間が変わります
お客様は【 】から【 】年間・【全て】
の医療記録をおとりよせください。



まとめて郵送ください。こちらで確認します。

ステップ4

当事務所との契約書取り交わし



お医者様への書類の頼み方



『●●』という書類を取得してください

※フラクタルからお伝えしたことをそのまま医師に伝え、お送りした書類のひな形をお渡しく
ださい



『●●』という書類を出
してください。
これを弁護士から預かり
ました。



分かりました。
1週間後に取りにきて
ください。

.....

・書類について医師から質問を受けた場合

➡ 行き違いを防ぐため、『医師から直接フラクタルに連絡してもら
いたい』とお伝えください。

・医師がカルテを出すことを拒否した場合

➡ 肝炎の給付金請求に必要であること、開示したからといって
医師には不利益がないことをお伝えください。
カルテの開示請求をされたら、医師はカルテを開示する義務があり
ます。
上記をお伝えしても出してもらえない場合は、フラクタルにご連絡
ください。

フラクタルへのお問合せ等 についてのお願い

- ・ 担当者がすぐに電話にでれないこともあるため、お問合せは基本メールにてお願いいたします。
- ・ 順番に対応しておりますので、お問合せに対しすぐにお返事できないことがあります。ご了承ください。
- ・ 慎重を要するため、書類の確認にはお時間をいただいております。特にカルテについては10営業日程確認にお時間をいただいておりますのでご了承ください。
- ・ 資料収集の際に、専門用語が多く出てきますが、お客様にて用語の意味をお調べいただいたり、当事務所に意味を問合せいただく必要はございません。
- ・ 資料取得や手続きについては順を追ってご案内しております。
一度に全ての書類の取得や手続きについてご質問いただくことがありますがお客様によっては無駄足となってしまう可能性があります。
お客様に余計なお手間をかけさせないために、当事務所では順を追ってご案内させていただきますので、ご協力ください。

よろしく申し上げます





よくある質問

Q. なぜこんなに弁護士費用が安いのでしょうか？

A. 内部の処理を効率化しているため、弁護士費用を安くさせていただいております。また、薬害事件という事情に鑑みて、本件では高額な弁護士費用をいただくことは考えておりません。

Q. 他の事務所に依頼するつもりで書類を取得しました。依頼をフラクタルに切り替えた場合、今まで集めた資料は使えますか？

A. 使えます。まずは取っていただいた資料を全てお送りください。

Q. 6ヶ月の持続感染を証明する資料とは具体的にどんな資料でしょうか？

A. フラクタルからの資料に記載がありますので、そのままお医者様にお見せください。

Q. 病院で医療記録を取り寄せる際に、医師からどこまで必要か確認されました。具体的に何が必要でしょうか。

A. フラクタルからの資料に記載がありますが、それでも質問がある場合は、お医者様から直接フラクタルへと問い合わせをしてもらってください。

Q. 医療記録がすでに廃棄されてしまっていました。どうすればいいですか？

A. 給付金請求が困難な場合もありますが、まずはご相談ください。

メモ欄

A series of horizontal dashed lines for writing notes.